

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 特殊勤務手当の見直しについて
交渉日時 平成23年3月1日(火) 16時00分～17時00分
交渉場所 庁舎8階大会議室
交渉出席者 当局側 久保田市長 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川課長
蒲原主幹 山田給与係長
組合側 田中執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等
計16人

概要	
組合側の主張	<p>① 前回の交渉以降、本日まで、当局が検討してきた内容とは。</p> <p>② 現在、組合として苦渋の決断を迫られている。特殊勤務手当の見直しを実施すれば、職員の生活給が大きく引き下げられる。</p> <p>③ 清掃職員は、5月の連休や年末年始などの休日出勤が余儀なくされる。本市は、市民サービスとして特別収集を実施しているが、全国的にはほとんどなく、京都府内でも本市が唯一実施している。</p>
当局の主張	<p>① ごみ収集作業手当について、昨年2月17日の提起どおり、平成24年度から日額600円とし、平成23年度については、これまでの交渉経過を踏まえ、日額1,000円の経過措置を設けたい。また、特別収集期間についても、平成24年度から時間額600円とし、平成23年度については、経過措置として、時間額1,000円としたい。なお、名称変更で、例規上の観点から、市民にわかりやすくするために、当初の提起内容から名称が変わる手当が1つあり、「機動修理危険作業従事手当」としていたが、今回の見直しにより「道路の維持補修業務従事手当」としたい。</p> <p>② 組合としては、職員の生活を考えないといけない立場であることは理解している。</p> <p>③ ごみ収集作業は、まさに市民の生活に密着したサービスである。不燃ごみは、まだ臭いがあまりないが、可燃ごみは臭いもあり、特別収集は市民サービスに不可欠な事業であると認識している。</p>